

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※目標に対する実施内容の達成状況を「◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった」の指標により自己評価

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策
自立支援・介護予防・重度化防止	活動の「場」の確保は緩行的に進捗しているが、担い手の「受講者」感覚が抜け切らず完全な「自立化」は達成できていない。	健康教室や講演会に参加した後、自主的な活動に移行できるよう団体、組織の自立を支援する。	健康教室や講演会の実施	制限を加えながらも活動の「場」は確保しつつ、「担い手」の活動についてもモチベーションの維持に努めた。	自己評価結果【△】 場所、規模、時間の3点で物理的な制限を受けながら活動の維持に終始した。	物理的な制限はあるが、介護予防活動は「自分事」であることの認識を失えば「自立化」はさらに遠退き、活動の質の低下を招くことから、運営継続については堅持した。	団体設立当初からの過去の経緯があり、何らかのメリットを追加することなく、既存の団体を自立に向けて意識させることには大きな困難が伴う。今後新規設立団体に対しては自立を強調した運営を図るべく令和3年度は施策構築を予定している。
自立支援・介護予防・重度化防止	市民の認知症についての正しい理解が十分に進んでいない。	少なくとも年に2回以上開催し、年間60名以上のサポーターを増員する。	認知症サポーター養成講座の開催	年間6回開催 受講者202名	自己評価結果【○】 目標回数、受講人数は達成したものの、新型コロナウイルス感染症による影響で、一般市民向けの開催回数が例年と比べて減ったため。	・集合形式の開催が困難である。 ・申込制のため、計画的な実施ができていない。 ・1度受講したサポーターのフォローアップが行えておらず、サポーターの育成やネットワークづくりが行えていない。	・オンライン開催を検討する等、コロナ禍でも参加しやすい工夫を行う。 ・これまで希望時に講座を開催してきたため、今後は他の認知症施策と一体的に、計画的に開催していく。
自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防教室や大小各種講演会、セミナーは継続的に実施している。毎年度企画内容に工夫は加えているが、経年的に維持継続の傾向が強くなり各包括支援センターで重複が発生したりしている。	介護予防教室や講演会を開催するとともに、地域支援事業として必要な内容の充実を図る。	各地域包括支援センター・市による介護予防教室の開催	実施回数、参加人数の点で縮小を余儀なくされたが、事前に包括支援センター間の企画調整を行い、可能な限り重複を除外して既定の企画内容に基づく事業を継続した。	自己評価結果【△】 重複は事前調整により緩和されたが、開催回数に制限を加えられていることもあり企画内容はオーソドックスを中心に採用せざるを得ない。	左記同様回数が限定されてしまっているため、挑戦的、萌芽的な企画による質の転換までは図れていない。	引き続き事前調整による重複除を進めつつ、コロナ収束後に向けた挑戦的、萌芽的な企画を試みる。
自立支援・介護予防・重度化防止	運動遊具が設置できる公園が物理的に限られていることから特定の公園以外に介護活動が及ばない。したがって遊具に限定されない新たな活動方法に基づく活動を模索する必要がある。	運動遊具を活用した簡易な運動をできる市民を充実させ、介護活動の担い手になるよう働きかけを行い、身近な場所で気軽に健康づくりに取り組めるようにする。	介護予防活動の担い手の育成支援	コロナ禍による開催制限を受けながらも既存公園におけるうんどう教室の活動は維持できた。	自己評価結果【△】 開催回数、参加人数の制限により既存の活動の維持を超えるパフォーマンスは提示できなかった。	遊具を前提とした介護予防活動としては、これ以上の発展は望みがたいことから、実施方法を変更した介護予防活動を展開することでさらなる発展を展開する。	運動遊具の設置公園以外の空白地帯における介護予防活動として新たに場所と遊具に限定されない方法に基づく介護予防活動を令和3年度から追加していく。
自立支援・介護予防・重度化防止	地域課題検討会議の課題認識は、現時点では実際のケースから抽出される帰納法的な課題設定となっていない。	個別ケア会議を開催し、地域課題を抽出し、地域課題検討会議に上げる。	個別ケア会議の開催	従来の支援推進型会議に予防推進型会議を加え、市内3か所の地域包括支援センターにおいて11回(予防推進型1回、支援推進型10回)開催した。	自己評価結果【○】 個別ケア会議の会議数は確保したが、地域課題を抽出し、政策に結実させる仕組みづくりの完成までには至っていない。現在課題抽出の仕組みづくりを試行し始めたところである。	地域課題の抽出方法、抽出した課題を組み合わせて政策にするため、個別ケア会議から政策のかけらを切り出すための「作業」と「仕組み」が必要となる。左記のとおり現在試行を始めたところである。	個別ケア会議等から抽出された地域課題を取りまとめ、地域課題検討会議(地域ケア会議)に提案するための(仮称)幹事会を試行設置し、抽出から整理までを実験した。令和3年度は引き続き整理した課題を政策として地域課題検討会議に提案するまでを実験し、体制、仕組みとして定着させる予定である。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策
自立支援・介護予防・重度化防止	個別ケア会議の項と現状の課題認識は同様である。	地域課題検討会議(地域ケア会議)で個別ケア会議から抽出された地域課題の解決策を検討し、施策化のための議論を行う。	地域生活課題検討会議・生活支援体制整備協議体の開催	地域生活課題検討会議・生活支援体制整備協議体の開催実績1回	自己評価結果【△】 コロナ禍による開催制限により、年3回の開催目標のところ、年1回の開催に留まった。一方令和3年度から本格着手する地域課題検討会議を中心とした会議体制の変更のための試行実験(仮称幹事会)を別枠で2回開催した。	課題認識は個別ケア会議の項と同様である。地域課題の抽出とそれに基づく施策化の仕組みができあがれば、既存の計画策定・計画運用が主体の会議体に代替して本来のあるべき会議体ができあがる。	地域課題の抽出から政策形成までの一連の作業の用途は見てきたところであるが、政策形成の実現手法の一つとなる資源開発の面では未だ経験不足は否めずノウハウの蓄積が進んでいない。令和3年度上半期はまず個別ケア会議から地域課題検討会議における抽出から政策形成までの体制を定着させ、下半期以降政策形成と生活支援体制整備協議会が担う地域資源開発との連携体制を確保できるよう進めていく。
自立支援・介護予防・重度化防止	新型コロナウイルスの拡大により平成31年度は開催を見送ることになったが、平成28年度以降継続して研修会を開催している。事業は順調であり強いてあげるほどの課題はないが、コロナ禍への対応としては、従来の一堂に会する参加体制の見直しを図るべきことが課題である。	市内の医療・介護関係者の連携を進める多職種連携研修会を開催する。	医療・介護関係者による研修の実施	平成28年度以降、毎年度1回、市内外の医療、介護関係者を集めた多職種連携研修会を実施している。	自己評価結果【◎】 令和2年度は研修会の開催形式をオンラインに切り替え実施した結果、コロナ禍ではあるが、順調な参加者を確保することができ、医療介護連携の推進に寄与できた。	オンライン形式での事例検討を含む研修には当初懐疑的な意見もあったが、参加者数の確保と並びグループセッションから全体のまとめまで成果を確保することができ、新たな手法のノウハウを獲得することができた。	オンライン形式の採用(試行)により当初の課題をクリアすることができた。一方で実行委員の負担拡大の問題については令和3年度以降の課題と認識している。なお研修会開催回数の増加を望む声の一部にはある。市営事業としては大規模なものを年1回開催するだけでは連携の本来的意義は実現できるものではない。すなわち年1回の大規模な研修会は、参加者の顔つなぎと開催方法のノウハウを伝えるという役割の元に開催しており、その枠外において小規模な無数の連携が専門職において自主的になされることで連携は強化されることになることから、次年度における体制変更は予定していない。
自立支援・介護予防・重度化防止	開設当初、在宅医療・介護連携相談支援窓口ではノウハウの蓄積が進んでおらず事業範囲の設定が限定的であった。	切れ目のない在宅医療・介護連携に関する相談体制、提供体制の構築を進める。	在宅医療・介護連携相談支援窓口の設置	市内の社会福祉法人に委託し、退院支援、地域移行及び介護事業所の紹介等の相談体制を構築している。	自己評価結果【○】 令和2年度以降ノウハウの蓄積が進み、相談支援窓口の事業運営は安定化した。	相談支援窓口の安定化とともに、市外にある医療介護資源の紹介にも活動範囲を拡大し、質量ともに順次体制拡充に努めている。	運営体制の安定化により、当初の課題はクリアされつつある。令和3年度以降も引き続き体制の安定化をサポートしていく。
給付適正化	介護保険制度の運営を適正に行うため、審査会間の審査判定の平準化や認定調査の適正化を図ることが必要である。	介護給付の適正化	要介護認定の適正化	・業務分析データを活用した適正化の取組の定期的な評価 ・評価結果の調査員、審査委員等への情報共有 ・委託調査員の調査内容の情報提供	自己評価結果【○】 業務分析データの評価結果や介護認定の現状について審査委員には書面にて情報提供し、内部調査員には会議時に情報共有を図った。令和2年度は、感染症拡大予防による臨時的対応を行った影響で、委託調査件数は少なかったが、調査内容の留意事項等の情報共有は書面にて行った。	これまで、審査委員には部会長会にて業務分析データの評価結果等を情報提供し、意見交換を行うが、令和2年度は書面での情報提供のみで、意見交換を行うことは出来なかった。また、認定調査時には短時間で調査を行うことが求められ、画面を通しての調査もあり、状態把握や聞き取りが充分とは言い難い場合もあり、苦慮した。そのため、感染症の影響により臨機応変な対応を行ってきたが、質の向上までは至らなかった。	＜課題＞ 感染症対策に配慮した上での審査委員との意見交換方法の検討と、調査の適切な対応方法について検討する必要がある。 ＜対応策＞ 他自治体の対応方法に関する情報収集を行い、当市で対応可能な検討結果を共有し、新たな環境下での質の向上に努める。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策
給付適正化	介護保険制度の運営を適正に行うため、東京都が作成した「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ることが必要である。	介護給付の適正化	ケアプラン点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検に関する手法についての実践的な研修の実施 ・主任介護支援専門員と協働した面談形式のケアプラン点検の実施 ・介護支援専門員に対する研修会の開催 ・給付実績を活用した、過誤の可能性が高いケアプランの疑義照会 	<p>自己評価結果【△】</p> <p>令和2年度は新型コロナの影響により、研修会、面談形式のケアプラン点検共に実施できなかった。給付実績を活用し、過誤の可能性が高いケアプランを画面で提出してもらい、疑義照会を通じてケアマネジメントのあり方を指導した。</p>	令和2年度は新型コロナの影響により、研修会、面談形式のケアプラン点検共に実施できなかった。	<p><課題> ガイドラインの内容の理解促進に繋がるケアプラン点検のあり方を検討していく必要がある。</p> <p><対応策> ガイドラインの内容の理解促進に繋がるケアプラン点検のあり方の検討</p>
給付適正化	介護保険制度の運営を適正に行うため、利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図ることが必要である。一方で、課題としては、専門職の関与の仕組みを構築していく必要がある。	介護給付の適正化	住宅改修・福祉用具の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口等を通じた適切な住宅改修・福祉用具のあり方の普及啓発 ・住宅改修等の訪問調査の実施 ・認定情報と給付実績を突合するシステム等を活用した、福祉用具貸与に関する事業所への疑義照会 	<p>自己評価結果【○】</p> <p>令和2年度は新型コロナの影響により、訪問調査を実施できなかった。窓口での普及啓発、システム等を活用した疑義照会は実施した。理学療法士による適切な住宅改修の理解についての説明会を開催(ウェブ形式)</p>	専門職による関与の仕組みについて、市の規模に応じたあり方を検討していく必要がある。	<p><課題> 専門職による関与の仕組みについて、市の規模に応じたあり方を検討していく必要がある。</p> <p><対応策> 他区市の先進事例の情報収集に努め、市の規模に応じたあり方を検討する。</p>
給付適正化	介護保険制度の運営を適正に行うため、請求内容の確認により、誤請求及び医療との重複請求を防ぎ、適正な報酬請求を促すことが必要である。一方で、課題として、実施のための点検ノウハウの蓄積が十分でない。	介護給付の適正化	縦覧点検・医療情報等の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連委託外の帳票の点検 ・点検ノウハウを蓄積する方策の検討 	<p>自己評価結果【×】</p> <p>令和2年度は点検ノウハウの蓄積が十分でなかったことから、実施を見送った。</p>	点検ノウハウの蓄積が十分でない。早期の実施に向けて、点検ノウハウを確立していく必要がある。	<p><課題> 縦覧点検・医療情報等の突合の早期の実施に向けて、点検ノウハウを確立していく必要がある。</p> <p><対応策> 縦覧点検・医療情報等の突合に関する点検方法を検討していく。</p>
給付適正化	介護保険制度の運営を適正に行うため、介護保険の受給者に対して、事業者からの請求及び給付状況を通知することにより、自ら受けているサービスを改めて確認し、適切なサービス利用の普及啓発を図ることが必要である。一方で、課題としては、事業の効果を高めるための工夫を重ねていく必要がある。	介護給付の適正化	介護給付費通知の発送	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費通知の発送:2回実施 	<p>自己評価結果【◎】</p> <p>コロナ禍においても滞りなく実施した。一方で、より受給者にわかりやすく、かつ効果的な給付費通知となるよう、内容等を見直していく必要がある。</p>	コロナ禍においても滞りなく実施した。一方で、より受給者にわかりやすく、かつ効果的な給付費通知となるよう、内容等を見直していく必要がある。	<p><課題> 介護給付の適正化の効果を、より高めるため、受給者にわかりやすく、かつ効果的な給付費通知となるよう、内容等を見直していく必要がある。</p> <p><対応策> 受給者からの問い合わせ対応等を通じ、受給者の目線を踏まえた給付費通知として表現等を見直していく。</p>
給付適正化	介護保険制度の運営を適正に行うため、国保連から提供された給付実績の活用により、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図ることが必要である。一方で、課題としては、事業の実効性を高めるため、より過誤につながるような抽出条件を精査していく必要がある。	介護給付の適正化	給付実績の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・認定情報と給付実績を突合するシステム等を活用した、過誤の可能性が高い給付等の疑義照会 	<p>自己評価結果【◎】</p> <p>令和2年度は、48件の疑義照会を行った。照会事例は、給付実績のないケアマネ費の請求や、重度の人の福祉用具貸与、区分支給限度額の利用割合が高い給付等である。コロナ禍による暫定的な取扱いが頻出する</p>	コロナ禍による暫定的な取扱いが頻出する中で、それを踏まえた疑義照会を行うことができた。照会の過程で適正なサービス利用についていずれも過誤にはつながらなかったが、照会の過程で適切なケアマネジメントについて指導した。	<p><課題> 給付実績を活用した疑義照会を効果的に行うため、抽出条件を精査していく必要がある。</p> <p><対応策> より過誤につながるやすい抽出条件を継続的に検討していく。</p>